

時 期	復旧・復興
区 分	都市施設及び市街地
分 野	都市施設
検 証 項 目	河川施設

根拠法令・事務区分	災害対策基本法、激甚災害法、公共土木施設災害復旧事業費負担法、河川法
執 行 主 体	国、県（自治事務）、市町（自治事務） ただし、以下の行政行為は、第1号法定受託事務である。 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき行う、都道府県から国への災害報告及び国庫負担申請 ・法河川に対して、県または市町村が行う行為
財 源	国、県、市町については、自主財源。 ・ただし、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により、河川の復旧事業については、3分の2以上の国庫補助がある（激甚災害指定の場合は地方公共団体の標準税収入額と被害額に応じて国庫補助の嵩上げがある）
概 要	地震により河川施設やため池などが破損した場合は、決壊による洪水被害の発生するおそれがあることから、河川管理者は、発災後、早急に被害状況調査を行い、緊急放流や土のう積みなどの応急対策を実施した。 震災後、河川管理者は、河川堤防の耐震性の強化を進めるとともに、河川を消火用水源として利用できるよう、河川の整備を進めた。 平成10年9月及び平成11年6月に河川工事中の新湊川が溢水したことから、河川工事中の災害対策のあり方に関する問題が提起された。

阪神・淡路大震災における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>2月23日、災害復旧事業の第一次査定を開始。8月28日、第8次査定を開始。（査定は、第一次～第八次まで）[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p148]</p> <p>建設省（当時）は、都賀川、新生田川、有馬川、有野川において、緊急的に土砂・石等の撤去を行った。[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p185]</p> <p>建設省（当時）は、被災した河川等の公共施設の復旧を行うとともに、必要な箇所については、2次災害防止等のため改良復旧事業を実施した。[『阪神・淡路大震災調査報告書総集編』阪神・淡路大震災編集委員会,p188]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p> <p>災害復旧事業として、78河川280箇所、334億76百万円の国庫補助を決定した。このうち、災害復旧助成事業として4河川（中島川、新湊川、高羽川、千森川）を採択した。災害復旧助成事業の中島川、新湊川については、耐震性を考慮した特殊堤で、高羽川は2層式の河川、千森川は暗渠河川として復旧した。河川災害復旧助成事業の概要は以下のとおり。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p148]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一級河川 中島川： 延長 3,490m、事業費 約 285億円</li> <li>・ 二級河川 新湊川： 延長 2,503m、事業費 約 120億円</li> <li>・ 二級河川 高羽川： 延長 620m、事業費 約 25億円</li> <li>・ 二級河川 千森川： 延長 1,106m、事業費 約 25億円</li> </ul>
県	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>《地震により被災した河川施設の応急復旧対応について》</p> <p>1月17日、午後になり商用電力が回復したことに伴い、地上系、衛星系の無線及び河川情報システムが復旧した。また、同日夕刻にはマイクロ回線が復旧した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p148]</p>

1月20日、県南部の大雨に関する情報第1号により、22日から23日にかけて総雨量20ミリ～30ミリ、多いところで50ミリの雨が予想されたため、関係土木事務所により、以下の二次災害防止対策を実施した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p298]

- ・観音寺川、高羽川、石屋川、天神川、要玄寺川、高橋川については、河道を閉塞している倒壊家屋、がれき等の撤去を行った。
- ・武庫川、天神川については、堤防亀裂箇所にてビニールシート張りやアスファルト詰め等を実施した。
- ・新湊川については、同河川を閉塞していた会下山トンネル下流出口崩壊による落下物や倒壊家屋等を撤去した。
- ・仁川の地滑り箇所については、崩壊土砂によりダムアップされた上流河川水に対する暫定水路の掘削及びビニールシート張を実施した。

河道を閉塞している家屋等の除去に関する河川管理者としての取り扱い方針について、神戸、西宮土木事務所及び尼崎港管理事務所に通知した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p298]

中島川や新湊川の被災報告を受け、中島川においては、約1kmにわたって漏水対策等の応急仮工事を行った。また、新湊川においても河道閉塞を解消するとともに、護岸崩壊に対して、切梁工や土留矢板工を応急仮工事として行った。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p148]

淀川については、降雨や洪水による浸水などの二次災害を防止するために早急に堤防の高さを確保する必要があったことから、第一次緊急復旧工事として管理用道路を震災前の高さまで盛土した(1月30日までに実施)。[『大震災に学ぶ - 阪神・淡路大震災調査研究委員会報告書 - (第一巻・第2編)』(社)土木学会関西支部,p122]

《新湊川の氾濫とその対応について》

平成10年9月22日、台風7号の影響で、兵庫県内は昼前から夕方までほぼ全域が暴風雨圏に入り、神戸市兵庫区の新湊川が氾濫した。これにより、床上、床下浸水などの被害が発生し、約1万5,000人に避難勧告が出された。[『阪神・淡路大震災復興誌 [第4巻]』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p581]

兵庫県は災害後、被災者への対応や河川工事の再開について検討するため、地元住民や学識経験者などによる「新湊川浸水災害対策協議会」を設置するとともに、浸水の発生原因や災害の再発防止などについて審議するため、「浸水災害調査委員会」を設置した。[『阪神・淡路大震災復興誌 [第4巻]』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p581]

平成11年6月29日、近畿地方各地で豪雨となり、神戸市兵庫区の新湊川が再び氾濫し、同市内6,765世帯に避難勧告が出された。[『阪神・淡路大震災復興誌 [第5巻]』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p573]

兵庫県は、前年同様に設置した第三者機関の「新湊川浸水被害調査委員会」を設置し、8月23日に調査報告を取りまとめた。[『阪神・淡路大震災復興誌 [第5巻]』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p573]

阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果

《地震により被災した河川施設の応急復旧対応について》

1月22日、県南東部、淡路島に大雨洪水注意報が発せられたが、総雨量は神戸11ミリ、西宮8ミリ、宝塚13ミリであり、降雨対策の措置により二次災害は免れた。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p298]

河川の復旧の際、採用した工法は、以下のとおり。[『阪神・淡路大震災復興誌 (第1巻)』兵庫県・(財)21世紀ひようご創造協会,p562]

河川の構造	復旧工法	代表河川名
特殊堤防	・沈下、亀裂を起こした箇所については、堤体全体の改築を行い、逆T擁壁工で復旧	中島川 神崎川

		・堤体内に空隙等が確認された場合については、発泡モルタル等を注入し復旧	
	隆土堤防	・円弧滑りを起こしたと推定される箇所については全面的に切り返し（堤体のゆるんだ部分を除去し再隆土する）で復旧 ・亀裂については、その被災の深さまで切り返して復旧	武庫川 天神川
	矢板護岸	・背後地の状況、施工性、経済性を考慮して、河積に余裕のある箇所限り、旧鋼矢板の前面に新鋼矢板の打設、その他の箇所については、既設護岸位置にて矢板護岸を復旧	新川 宮川 旧猪名川
	石積護岸	・原型復旧を原則とするが、空石積工は練石積工として復旧	夙川 高羽川
市 町	阪神・淡路大震災に対して取った措置 (県の欄を参照) 阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果		
その他	阪神・淡路大震災に対して取った措置 阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果		
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み内容とその結果			
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 第9次治水事業七箇年計画の推進[『建設白書(平成10年版)』建設省,p353-354]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9次治水事業七箇年計画においては、「自然を活かした川」を目指しつつ、次の基本方針に基づき事業を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>阪神・淡路大震災等の教訓を生かした安全な社会基盤の形成</li> <li>頻発する渇水の解消による安心できる生活の確保</li> <li>地域からの要望の強いきれいな水と緑の水辺の創出</li> <li>個性豊かな活力ある地域づくりの支援</li> </ul> </li> <li>・建設省(当時)は、第9次治水事業七箇年計画に基づき、河川総延長700kmについて震災対策を実施した(実施年度平成9～15年度)。</li> </ul> <p>河川砂防技術基準の改定(平成9年)[『防災白書(平成15年版)』内閣府,p82]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成9年に河川砂防技術基準(案)を改訂し、震度法を用いた静的解析を導入した。</li> </ul> <p>河川法の改正(平成9年6月公布)[『建設白書(平成10年)』建設省,p350-352]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成8年12月に河川審議会が「社会経済の変化を踏まえた今後の河川制度のあり方について」提言、これを受け河川制度の見直しを進めた結果、「河川法の一部を改正する法律」が平成9年6月4日公布、同年12月1日施行された。この概要は以下のとおりである。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 「河川環境の整備と保全」の河川の総合的管理の内容への位置付け 河川環境の整備と保全を積極的に推進するため、河川管理の目的として、「治水」「利水」に加え、「河川環境の整備と保全」を位置付ける。</li> <li>2) 新たな河川の整備計画制度の導入 環境に配慮し、地域の実状に応じた河川整備を推進するため、従来の工事実施基本計画を長期的な整備の方針である河川整備基本方針と具体的な整備の計画である河川整備計画に区分し、後者について地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映する手続を導入する。</li> <li>3) 堤防やダム貯水池周辺の樹林帯の整備 堤防やダム貯水池の機能を維持・増進するため、堤防やダム貯水池周辺の一定の幅の樹林帯を、保安林制度等と調整の上、河川管理施設として適正に整備又は保全することができるよう措置する。</li> <li>4) 二級河川に係る建設大臣認可の範囲の縮小 地方分権推進の観点から、二級河川の河川管理者である都道府県知事が行う河川工事のうち、建設大臣の認可が必要な範囲を、高い技術力が要求されるダム及び地下に設ける河川管理施設に係る改良工事に限定する。</li> <li>5) 河川の台帳の磁気ディスク化</li> </ol> </div>		

河川管理事務の効率化を図るとともに、異常湧水時等における河川管理者の情報提供の迅速化を図るため、河川現況台帳及び水利台帳を磁気ディスク等により調製できる旨を規定する。

資料：『建設白書(平成10年)』建設省より抜粋

- 河川管理施設等構造令の改正(平成9年6月公布)[『建設白書(平成10年)』建設省,p350-352]
- 河川管理施設等構造令は、河川管理施設又は河川法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物のうち、ダム、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めたものであり、平成9年の河川法の改正に伴い当令も改正され、平成9年12月1日から施行された。主な改正点は、以下のとおり。

河川法の改正で新たに位置付けられた樹林帯の構造基準を定めるとともに、河川環境の整備と保全を推進するため、床止め及び堰には必要に応じて魚道(魚が遡上できるようにする施設)を設けることを可能とした。

流木等による河道の閉塞を防止するため、一定の距離を確保するよう定められている河道内に設ける橋脚の間隔に関する基準について、河川管理上支障のない範囲で緩和した。

従来、構造令の基準に適合しないが、同令の規定と同等以上の効力があると認められるダム施設については、同令を適用しない旨規定していたが、河川管理施設に係る科学技術の進歩等により的確に対応するため、ダム以外の施設についても同様に取扱うこととした。

環境保全型災害復旧事業の推進(平成9年)[『建設白書(平成10年版)』建設省,p369]

- 被災河川を環境に配慮して復旧するため、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」を策定した。

河川災害復旧等関連緊急事業の創設(平成11年)[『建設白書(平成11年)』建設省,p343]

- 頻発する水害に対し、上下流一体となった抜本的な治水対策を推進するため、上流における災害復旧等に伴う流量増に対し、下流部において集中的かつ機動的に治水対策を実施する「河川災害復旧等関連緊急事業」制度を治水特別会計に創設した。
- これまでの災害復旧事業は、原形復旧が原則となっていることから、破堤や越水した堤防は、震災前と同程度の高さで復旧せざるを得ないなど「越水させない原形復旧」を行うことは困難であった。このことに対応するため、上流部で「越水させない原形復旧」を実施し、必要に応じて下流部において、創設された「河川災害復旧等関連事業」により、短期間(概ね4カ年程度)で一連区間の治水安全度の向上を図ることができることとなった。

水防法の改正・施行(平成13年7月施行)[『防災白書(平成14年版)』内閣府,p101]

- 平成12年12月、河川審議会から水災防止対策の拡充、水災防止体制の整備、水災防止を支える施設面での対応等を柱とする「今後の水災防止のあり方について」が答申された。これを受けて、「水防法が改正され、平成13年7月に施行された。この内容は、以下のとおり。

a 洪水予報河川の拡充

- 洪水予報を行う河川の指定を、国土交通大臣に加え、新たに都道府県知事も実施する。
- 都道府県知事は、1.で指定した河川について洪水のおそれがあるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位または流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め、一般にも周知する。

b 浸水想定区域の公表など

国土交通大臣または都道府県知事は、洪水予報河川について、洪水防御に関する計画の基本となる降雨により、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、当該区域および浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知する。

c 円滑かつ迅速な避難の確保を図るための措置

- 災害対策基本法に基づく市町村防災会議は、市町村地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所などを定める。さらに、当該区域内に地下街など

の地下施設がある場合には、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報の伝達方法を定める。

2. 市町村長は、市町村地域防災計画に定めた洪水予報の伝達方法、避難場所などについて住民に周知させるよう努める。
3. 市町村防災会議の協議会が設置されている場合には、同協議会が市町村相互間地域防災計画において、洪水予報の伝達方法、避難場所などを定める。

資料：防災白書(平成14年版)より抜粋

防災基本計画の修正（平成14年4月）[『防災白書（平成15年版）』内閣府,p121]

- ・近年、大都市等において発生している短時間の集中豪雨や、それに伴い排水しきれなかった水の地下街等への浸水などの都市型水害に対応するために、防災基本計画に、以下の内容を新たに追加した
  - 1) 都道府県知事による洪水予報河川の指定
  - 2) 河川管理者による浸水想定区域の指定及び公表、住民への周知
  - 3) 河川管理者による洪水予報等の住民、地下管理者等への的確かつ迅速な伝達
  - 4) 地下空間等から避難体制の確立及び浸水被害軽減対策の促進

国土交通省防災業務計画（平成14年5月策定）

- ・国土交通省は、国土交通省防災業務計画に基づいて、以下の河川施設に関する震災対策を推進している。

第2編 震災対策編

第1章 災害予防

第1節 震災対策の推進

第7 河川整備の推進

大都市域の河川については、地震にも強い高規格堤防（スーパー堤防）の整備を推進するものとする。

地震に起因する堤防の沈下により生じる壊滅的な被害を防止するため、ゼロメートル地帯の河川・海岸堤防等の耐震性の向上を推進するものとする。

地震により破堤した場合の浸水被害の拡大防止のため、緊急的に排水を行う移動式ポンプ等の地震被害軽減に資する施設等の整備を推進するものとする。

資料：国土交通省防災業務計画（平成14年5月）より抜粋

特定都市河川浸水被害対策法の策定（平成15年6月）[国土交通省河川局ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/river/gaiyou/houritu/toshikasen.html>）]

- ・市街化が進み、浸水被害が発生する恐れがあり、河道等の整備による浸水被害の防止を図ることが困難な河川を「特定都市河川」として指定し、「流域水害対策計画」の策定の他、河川管理者による雨水貯留浸透施設等の整備、河川が氾濫した場合や雨水が下水道や河川等に排水できずにあふれた場合に浸水が想定される区域の公表、流域内で開発をする際の雨水を貯める施設の設置の義務づけ等により、都市における浸水被害の軽減を図ることとした。

洪水ハザードマップの作成・公表[『防災白書（平成15年版）』内閣府,p122]

- ・洪水時の影響範囲を示すことにより、被害の予防や軽減に対する日頃の活動や備えの必要性を啓発できることから、国・県・市では、ハザードマップの整備・公表を進めている。
- ・建設省（当時）は、平成5～6年に洪水氾濫危険区域図、平成13年からは改正水防法に基づく浸水想定区域図等を提供しているところである。（1級河川から、順次河川洪水シミュレーションを実施し、その結果を公表している）また、浸水情報に避難地や避難経路の情報などを具体的に表示した洪水ハザードマップを市町村が主体となり作成している。
- ・平成15年3月まで、217市町村でハザードマップの作成が完了している。（ID160ハザードマップの作成・普及のシートを参照）

	<p>高度情報基盤等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省は、的確かつ効率的な河川管理を行うため、1級河川の直轄区間等において、河川管理用光ファイバーの敷設を行うとともに、道路、下水道など他の公共施設管理用光ファイバー網と接続し、情報の共有を図っている。[『建設白書(平成11年版)』建設省,p378,380]</li> <li>国土交通省は、Web上に、全国のレーダ情報と国の1級河川直轄管理区間に関係のあるテレメータ情報を提供するシステム(リアルタイム「川の防災情報」)を整備した。(http://www.river.go.jp/)(ID045河川施設の被害状況調査のシートを参照)</li> </ul> <p>河川防災ステーションの整備[建設白書(平成12年版)』建設省,p416]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川防災ステーションは、河川の堤防沿いにおいて、洪水時に水防活動や緊急復旧活動の拠点、物資輸送の基地、ヘリポートとして活用する施設である。また、平常時には川に関する学習の場、情報の発信基地として活用が可能である。</li> <li>国土交通省では、平成6年度以降、全国各地で河川防災ステーションの整備を進めている。</li> </ul> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
<p>県</p>	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>「防災ふれあい河川整備計画」の策定[『阪神・淡路大震災復興誌(第3巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p627]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県は、河川改修に当たり、水深の浅い河川をせき止めて消防の放水に使える工夫を施すなどして都市防災型多機能河川を目指す「防災ふれあい河川整備計画」を策定し、阪神地域の河川復興改修を進めた。</li> <li>「防災ふれあい河川」の整備には、以下の4つの基本方針を掲げている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>水害・土砂災害に強い川づくり(治水安全度向上のための改良、警戒避難体制の確立など)</li> <li>地震に強い川づくり(耐震性の向上、延焼防止や消火用水源としての利用、避難路としての利用、緊急飲料水の提供など)</li> <li>親しみやすい川づくり(鳥や魚などとのふれあいの場や水辺の散歩道といった親水空間の整備など)</li> <li>存在感のある川づくり(街を構成する重要な要素となるよう、立地環境を生かし、空間的にも景観的にも、心理的にも街と一体となった河川整備の推進)</li> </ul> </li> </ul> <p>新湊川の氾濫対策[『阪神・淡路大震災復興誌(第6巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p607]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「新湊川浸水災害調査委員会」は、平成10年及び11年に発生した新湊川の氾濫について検討し、「県と市の連携強化が必要である」と指摘した。これを踏まえ、兵庫県は、流域の雨量と水位の観測データを神戸市と共有するシステムを導入した。このシステムの導入以前は、県と市の連絡は電話による通報のみであったが、システム導入により、水位や雨量の変化を常時監視モニターで見ることができるようになった。</li> <li>また、兵庫県は新湊川の浸水災害を防ぐため、神戸市兵庫区鳥原町の鳥原貯水池を洪水調整池として利用する工事を行い、平成13年6月に完成した。</li> </ul> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
<p>市 町</p>	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>「安全都市づくり推進計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>神戸市は、「安全都市づくり推進計画」に基づき、河川緑地軸(アメニティ・リバー)を整備し、延焼遮断機能、消火用水、生活用水の水利確保、避難地、避難通路、緊急交通路としての防災機能の充実を図っている。同計画では、重点整備の河川緑地軸として、住吉川、石屋川、都賀川、生田川、新湊川、妙法寺川の6河川を位置づけた。</li> </ul> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>

その他	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
これまでの各方面からの指摘事項	
<p>《河川施設の被害に関すること》</p> <p>被災地が都市部に集中しており、民家が近接している河川が多いため、地権者との調整及び仮設工法の検討に時間を要している。（『阪神・淡路大震災 - 兵庫県 1 年の記録』兵庫県）</p> <p>基礎部の液状化により堤防が約2.0kmにわたって崩壊した。幸いなことに大きな津波は発生しなかったが、もしも発生していれば、これによって大阪市中心部が浸水していたおそれもあったとされる。（『大震災に学ぶ - 阪神・淡路大震災調査研究委員会報告書 - （第一巻・第2編）』（（社）土木学会関西支部）</p> <p>阪神・淡路大震災では、河川の護岸や河川敷が損壊するなど大きな被害を受け、避難路として利用できなくなった。また、大火災が発生した際、水量が少ないために消防ポンプで取水できなかったという苦い経験をした。（『阪神・淡路大震災復興誌 [ 第3巻 ]』（財）阪神・淡路大震災記念協会）</p> <p>《平成10年及び11年に発生した新湊川の氾濫に関すること》</p> <p>○平成10年及び11年とも2度の浸水被害が発生したが、「新湊川浸水災害調査委員会」の提言により、被害者の救済等を行った。</p> <p>○平成11年6月29日、再度発生した浸水被害に対しても、裁判の結果、行政側の責任問題はないとの判決が出されたところである。</p> <p>○平成14年11月には、7年間2度の浸水に見舞われた新湊川が完成の運びとなった。</p> <p>○その他、震災及び2度にわたる浸水被害発生箇所においては、平成13年10月、県、市及び世話人会からなる「新湊川地域振興対策会議」を設立し、要望内容の現実に向けて、新湊川地域振興対策支援に関する協議、検討を行っている。主な内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1部会：地域コミュニティの交流の場及び緊急時の防災対策拠点となる「新湊川防災ステーション」が平成16年4月に完成した。</li> <li>・第2部会：新湊川の竣工と合わせ、「安全宣言」を行うことにより被災地域のイメージアップに資するイベントを県、市、地域住民共同で行った。</li> <li>・第3部会：商店街の振興方策等について、現在、市、地域と共同で検討しているところである。</li> </ul>	
課題の整理	
<p>河川の復旧工事における河川周辺の地権者との調整</p> <p>河川施設の耐震性の強化</p> <p>災害時における河川空間の利用に関する検討（避難路としての利用、消火用水としての利用など）</p> <p>河川復旧工事期間における災害対策のあり方に関する検討</p> <p>河川災害発生時における県と市町村の連携のあり方に関する検討</p>	
今後の考え方など	
関係機関との連携強化に努める。（尼崎市）	